

児童手当の現況届は6月30日まで!

現況届とは、前年の所得状況と受給資格の有無を確認するものです。そのため、現況届が未提出の方は6月以降の児童手当を受給することができませんので、必ず提出してください。

また、添付書類などに不備があった場合は、児童手当を一時差し止めすることがありますのでご注意ください。

【現況届の提出】

現況届の用紙は、市児童福祉課より対象の方へ6月初旬に郵送します。現況届の内容を確認のうえ必要事項を記入し添付書類などを添えて、市児童福祉課まで提出してください。

【提出期限】 **6月30日(月)**

【現況届の提出先】

市児童福祉課(市役所1階⑩番窓口)

☎ 32・2114

FAX 32・3818



持参するもの

- ①現況届(必要事項を記入・確認してください)
- ②印鑑(朱肉使用)
- ③受給者(申請者)が厚生年金保険に加入している場合は、受給者(申請者)の健康保険被保険者証の写しまたは年金加入証明書
- ④受給者(申請者)と児童の住所が別の場合は、児童を含む世帯全員の住民票と別居監護申立書
(※住民票がともに小松島市内の場合、住民票は不要です。)
- ⑤平成26年1月1日に小松島市に住民票がない受給者(申請者)および配偶者は、平成26年度所得課税証明書(平成25年分)

※その他、必要に応じて書類を提出していただく場合があります。

市役所窓口手続きのお知らせ

所得(課税)証明書の申請方法

所得証明書とは、前年の1月1日から12月31日までの1年間の所得(収入)金額を証明したものです。

所得課税証明書とは、前年の1月1日から12月31日までの1年間の所得に基づいて算定した市民税・県民税の税額を証明したもので、本市では「所得証明書」に課税額を追記しています。

最新の証明年度は、

平成26年度(平成25年分の所得)です!

※納税通知書送付の翌日以降から発行できます

【対象者】

所得(課税)証明書の交付は、その年の1月1日に小松島市内に住所がある人が対象となります。

【証明手数料】1通につき350円

【申請に必要なもの】

証明の対象となる本人が申請する場合

印鑑、本人確認できるもの(運転免許証など)、手数料

本人以外の方(代理人)が申請する場合

委任状、代理人の印鑑、代理人の本人確認できるもの(運転免許証など)、手数料

詳しくは、市税務課市民税担当(市役所1階 ☎32・3821 / FAX 33・3401)まで。